

保護者 各位

茅ヶ崎市こども育成部保育課長

「子育てのための施設等利用給付認定」児童における保育の必要性の確認について（依頼）

日頃より本市の保育行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、子育てのための施設等利用給付（新2・3号認定）を受けて、幼稚園や認定こども園（1号認定）の預かり保育や認可外保育施設等を利用されている方は、保育を必要とする事由が継続しているかどうか確認を行うため、年に1回、現況届の提出が必要となります。

現況届の御提出がない場合や、書類に不備があり保育の必要性が確認できなかった場合は、原則、施設等利用給付2・3号認定を受けることができなくなり、対象のサービスを受けても無償化の対象外となります。施設等利用給付2・3号認定を取り消しする場合も現況届の提出が必要となりますので、提出漏れのないよう御協力をお願いいたします。

1 提出書類

(1) **令和5年度子育てのための施設等利用給付認定現況届** （子ども1人につき1枚）

(2) **保育を必要とする事由を証明する書類** （保護者全員1部ずつ）

記入日（作成日）が、令和5年8月1日以降の書類が有効となります。

※記入日（作成日）が令和5年8月1日以降の書類を既に茅ヶ崎市役所保育課に提出済みの方は、改めて提出の必要はありません。その旨を在籍している施設等または保育課までお伝えください。

①きょうだい保育所や幼稚園等にいる場合、原本を一番下の子、コピーを上の子に添えてください。

②令和5年8月1日以降の記入日（作成日）のものが有効となります。令和5年7月31日までに提出していただいた証明書類は対象外となりますので、予めご了承ください。

2 提出期限 **令和5年9月8日（金）（必着）**

取り扱いの変更について（重要）

保育園入所申込み（認定こども園（保育所部分）含む）を行う際は、不足書類のないよう、**保護者の方で就労証明書等のコピーを用意し、コピーを現況用、原本を申込み用として提出してください。**この運用に伴い、入所申込時に就労証明書が提出されず書類不足となった場合は、審査の点数が下がりますので御注意ください。

3 提出先

(1) 市内の認定こども園に通っている方：通っている認定こども園へ

(2) 幼稚園や認定こども園(市外)、認可外保育施設、一時預かり等を利用している方：下記部署へ

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所保育課認定給付担当 宛

※窓口で御提出いただく場合、混雑する可能性があります。郵送での御提出も可能です。

御不明な点がございましたら、保育課まで御連絡をお願いします。

**ご家庭の状況や保育を必要とする事由に変更があった場合は、下記を御確認
いただき、速やかに保育課にお知らせください。**

(書式は保育課ホームページからもダウンロードできます。)



- 住所・氏名・電話番号を変更した場合 ⇒ 提出書類 **住所等変更届**

※市外へ転出する場合は茅ヶ崎市民としての認定は終了となります。

- 世帯構成に変更があった場合 ⇒ 提出書類 **世帯変更届**

※必要に応じて『保育の必要性書類』『保育料算定資料』の提出を依頼する場合があります。

- きょうだいを出産することになった場合

⇒ 提出書類 **⑨-2 出産連絡票 (施設等利用給付認定用)**

※出産予定日に基づいて認定期間を決定するため、出産日によっては認定期間が変更になる可能性があります。

市民課へ出生届を提出する際は、必ず保育課窓口にもお立ち寄りください。

- きょうだいを出産後、育児休業を取得する場合

⇒ 提出書類 **「育児休業の取得」欄に必要事項が記載された就労証明書**

復職証明書 (復職した場合)

※認定期間は、育児休業の取得対象児童が1歳になる日を含む月の月末までです。復職されない場合は認定終了となり、改めての申請が必要となります。復職した場合は、「復職証明書」を提出してください。

※「きょうだいの育児休業中」の認定については施設入所後に育児休業を取得される場合のみ対象となります。(入所と同時に育休の認定を受けることはできません)

- 仕事を辞めることになった場合 ⇒ 提出書類 **求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書**

新しい就労先の就労証明書 (就労開始した場合)

※求職活動に入った時点で直ちに提出してください。認定期間は、認定開始日から60日で終了です。

認定期間内に就労証明書の提出があった場合は、就労要件に切り替えて再度認定の審査をします。

※再就職しない場合には認定終了となります。

その他申請内容に変更があった場合は、保育課まで御連絡ください。

事務担当 こども育成部保育課 認定給付担当
電話 0467-81-7172 (直通)